



第6章 計画の推進システム

第1節 取り組みの輪を広げるしくみ

第2次焼津市環境基本計画の推進には、市の施策の実施のみならず、市民・事業者が行う環境保全活動による支援が欠かせません。

そこで、市民や事業者が実践する取り組みのうち、本計画の推進に寄与する環境保全活動を登録・認定する制度を運用し、計画の推進を図っていきます。



1 環境保全活動団体登録制度

2013（平成25）年3月に策定した第2次計画（前期計画）では、環境基本計画の取り組みの輪を広げていくための新しいしくみとして、「環境保全活動団体登録制度」の創設を掲げました。これは、市内で環境保全活動を実施する団体などを登録・認定し、市・市民・事業者が一体となって環境基本計画に掲載した取り組みを推進していくものです。対象となるのは、市民及び事業者の皆さんが焼津市内で行う環境保全活動であり、「第2次焼津市環境基本計画」に掲載する「市の施策」「市民・事業者の取り組み」に関する環境活動が対象となります。

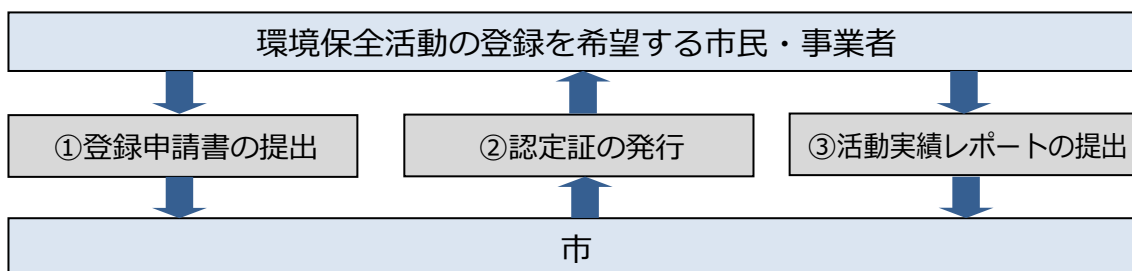
2014（平成26）年度から本制度を開始し、2016（平成28）年度までの3年間に11団体・個人が登録されています。

2 登録方法

環境保全活動団体登録制度への登録を希望する市民・事業者（以下、申請者という）は、当該活動について市へ「①登録申請書」を提出します。

登録申請書は市で内容を確認し、環境基本計画の推進に関連する活動と認定した場合、その証として「②認定証」を発行します。

なお、登録を受けた申請者は、年度末に「③活動実績レポート」を提出します。



環境活動登録制度のフロー

3 登録のメリット

第2次焼津市環境基本計画の推進に協力していることがPRできる認定書を取得できます。また、市のホームページや広報紙などで登録を受けた市民・事業者の環境活動を紹介します。



第2節 計画の推進を支える体制

計画を実効性あるものにするためには、市民、事業者、市が情報を共有し、各主体がお互いの役割を理解する必要があります。また、各主体の参加と協働による新しい体制づくりが必要です。

ここでは、市民、事業者と市のパートナーシップ組織や、市内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

1 市民・事業者（地域・市民団体・NPO*を含む）

第4章で示された主体別の取り組み内容（環境保全活動）を実践することに加え、年次報告書やホームページ、広報等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。また、「環境保全活動団体登録制度」への登録や、環境活動リーダーなどで組織する「環境市民会議」にも積極的に参加します。

2 環境市民会議

環境活動リーダー育成研修会の修了生を中心に組織しています。

市民・事業者・市の各主体が役割を理解しつつ実行できるように、協働で行う事業について情報提供や調整を図っています。この会議の中で環境に関する提案や活動の発表、意見交換などを行い、本市の望ましい環境像の実現のため各主体の取り組みを活発にします。

3 環境審議会

焼津市環境基本条例第20条に基づき、市長が委嘱する委員10名以内により組織されています。

市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。また、本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

4 環境管理責任者会議

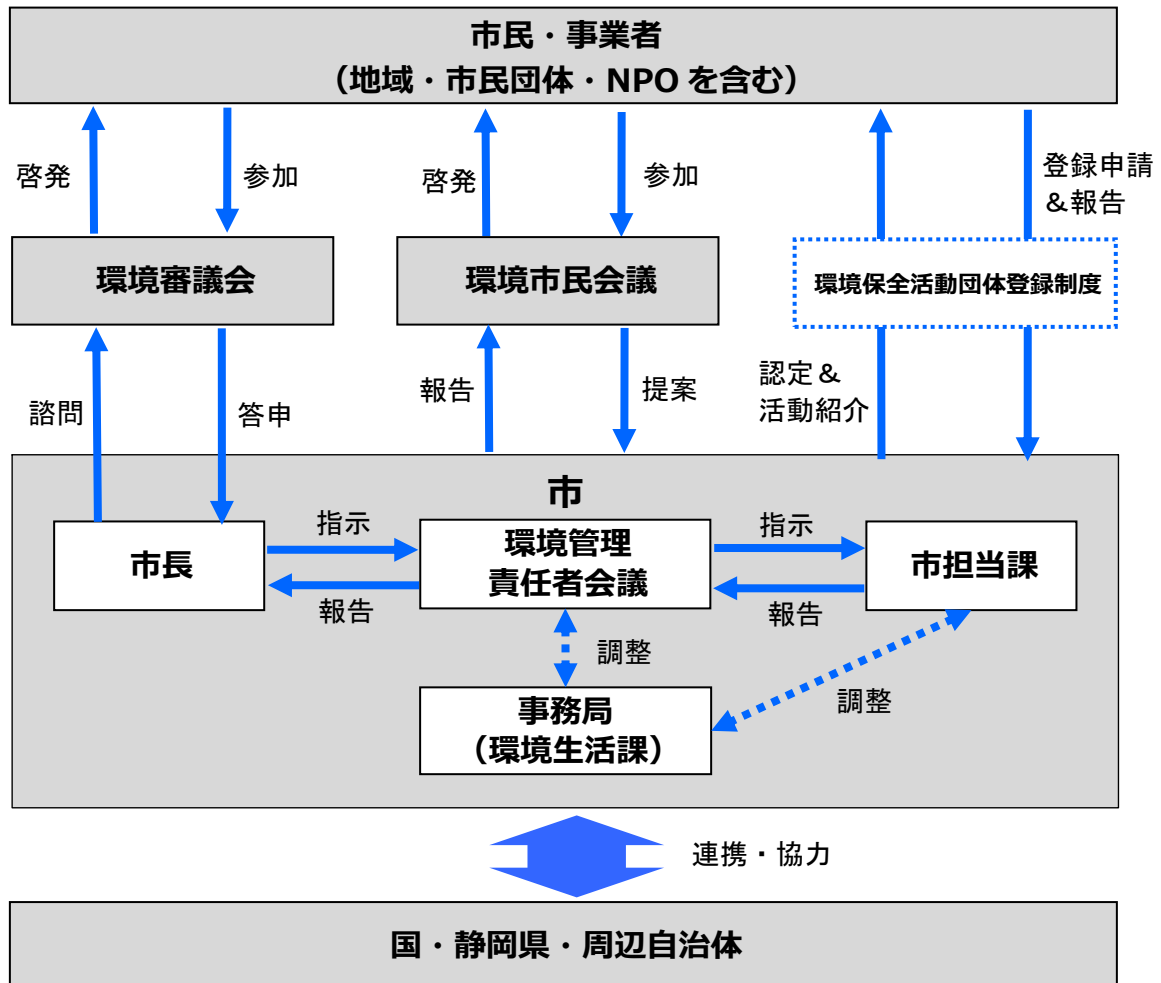
市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、市役所内部の横断的な推進組織としてエコアクション21の実施体制における「環境管理責任者会議」を活用します。この会議では、計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

5 市担当課

市担当課では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の取り組みを着実に実施していくとともに、毎年度、取り組み報告や数値目標により進捗状況を把握します。

6 事務局

市民や事業者と市を結ぶ窓口として、焼津市環境生活課が事務局を担当します。事務局は、各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、さまざまな環境情報を各主体へ提供し、また環境市民会議からの要請事項などを各主体へ伝達する役割を果たします。



計画の推進を支える体制

用語解説

■ NPO：民間非営利団体の略称。正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

第3節 計画を管理するためのしくみ

計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。

この計画の進行管理は、環境マネジメント手法の考え方を導入し、「①Plan（計画）→②Do（実行）→③Check（点検・評価）→④Action（見直し）」という手続きに沿って行います。

進行管理にあたっては、エコアクション 21*の点検と合わせて行うことにより、効率化を図ります。

1 Plan（計画）

市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。

環境審議会は、市長からの諮問を受けて審議を行い、その結果として答申します。

2 Do（実行）

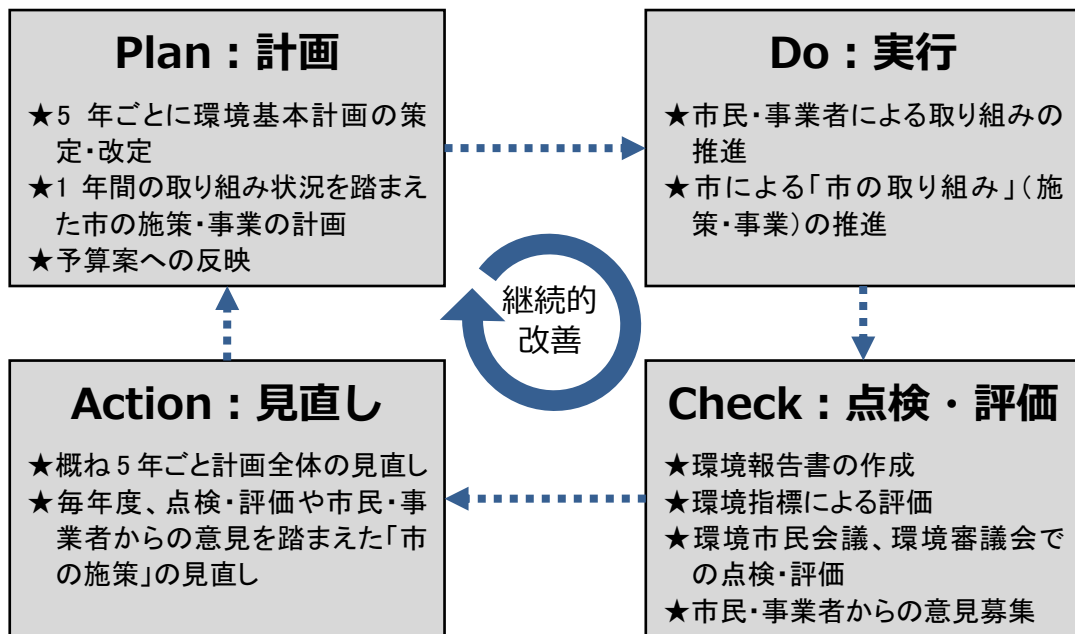
目標に向けた実行プログラム（取り組み）に沿って、市民と事業者、市が一体となって計画を推進します。各担当課は、実行可能な取り組みからはじめ、各施策・事業の推進を図ります。

3 Check（点検・評価）

事務局は、各担当課から施策の実施状況について報告を受けて結果を集計し、環境市民会議及び環境審議会における点検・評価を行います。また、事務局は計画の進捗状況を公開し、市民や事業者からの意見を聴取します。

4 Action（見直し）

環境審議会及び環境市民会議における点検、評価や市民、事業者の意見を踏まえ、施策・事業の見直しを行います。



継続的改善を行う PDCA サイクル